

議案第 1 号

投票率の速報方法について

県執行選挙の投票日における投票率の速報については、これまでは当日投票分について「中間推計投票率」として定時速報し、期日前投票者等は確定投票率公表時に合算する運用を行ってきたところ、期日前投票者数が大きく増えている現状を踏まえ、今後の取扱いを次のとおりとする。

- 1 当日投票の第一回中間推計投票率の速報にあわせて、期日前の投票率（期日前投票者数を当日有権者数で除したもの）を速報する。
- 2 この運用は、全ての県執行選挙に適用する。

令和 6 (2024) 年 7 月 17 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

投票率の速報方法について

【方針案】

「中間推計投票率」の速報について、当日投票率に加え、期日前投票を含めた投票率を速報する

→ 県執行選挙(衆、参、知事、県議)に適用

結果：市町異論なし

【現行】

栃木県選挙管理委員会
投票中間速報
栃木県知事選挙
【令和6年〇月〇日】
投票中間速報
令和6年〇月〇日 〇〇:〇〇 現在

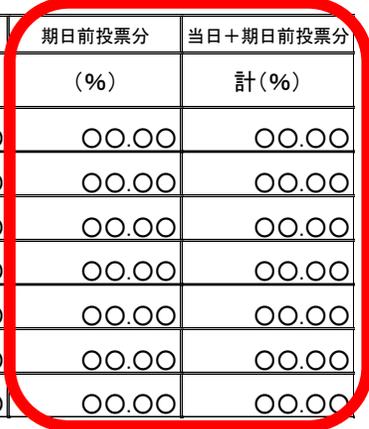
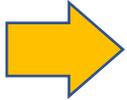
| 区分 | 男(%) | 女(%) | 計(%) |
|------|-------|-------|-------|
| 宇都宮市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 足利市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 栃木市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 佐野市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 鹿沼市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 日光市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 小山市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |

【改正案】

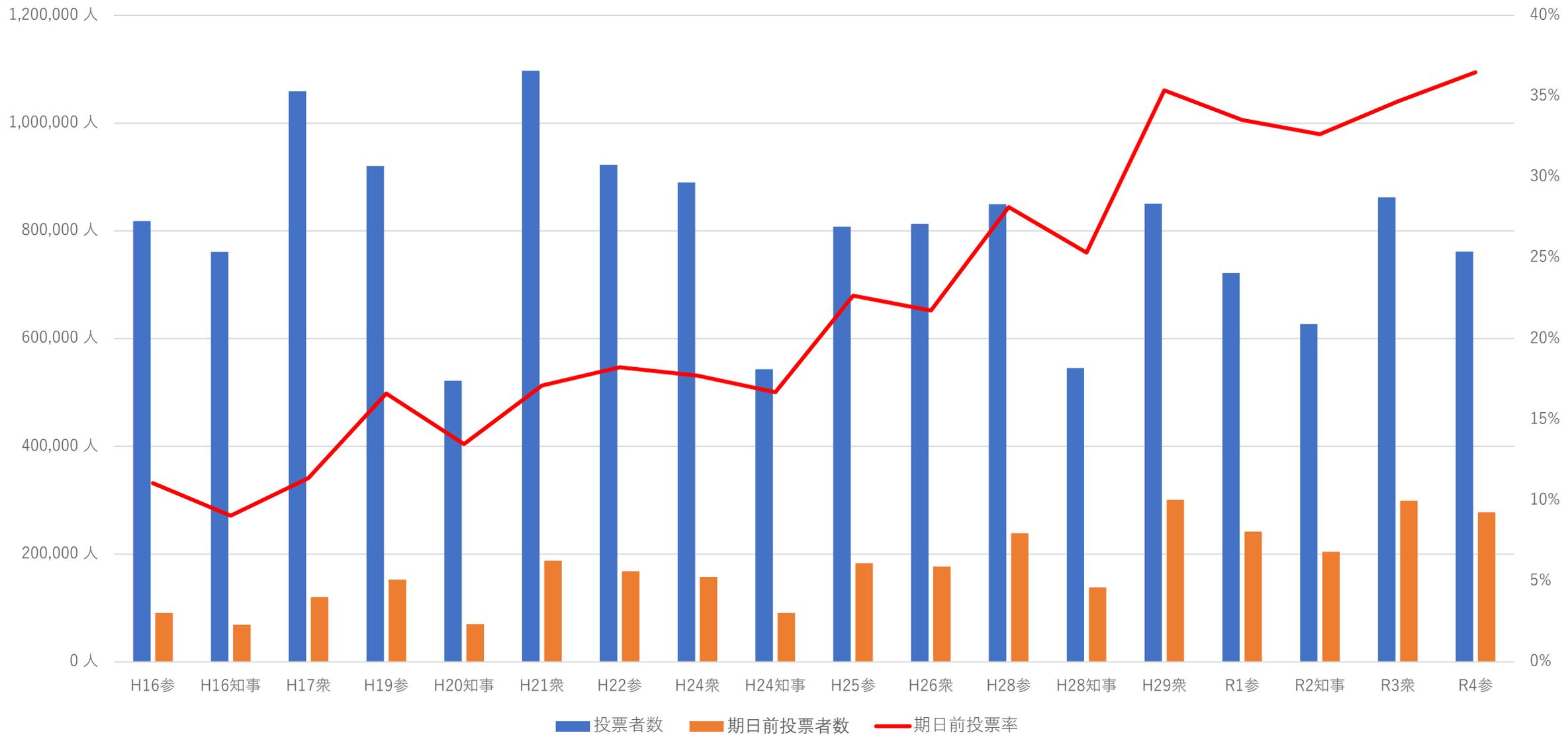
栃木県選挙管理委員会
投票中間速報
栃木県知事選挙
【令和6年〇月〇日】
投票中間速報
令和6年〇月〇日 〇〇:〇〇 現在

| 区分 | 当日投票分 | | | 期日前投票分 | 当日+期日前投票分 |
|------|-------|-------|-------|--------|-----------|
| | 男(%) | 女(%) | 計(%) | (%) | 計(%) |
| 宇都宮市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 足利市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 栃木市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 佐野市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 鹿沼市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 日光市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |
| 小山市 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 | 〇〇.〇〇 |

項目追加



栃木県における期日前投票率の推移



議案第 2 号

開票開始時刻について

県執行選挙に係る公職選挙法第 64 条により市町選挙管理委員会が告示することとされている開票開始時刻については、これまで同法第 40 条第 1 項本文の規定により投票所閉鎖時刻である午後 8 時以降として一律に適用してきたところ、同項ただし書きの規定により投票所閉鎖時刻を繰り上げる市町選挙管理委員会が増えてきたことから、今後の取扱いを次のとおりとする。

- 1 市町選挙管理委員会は、同一選挙区の全ての市町において投票所が閉鎖される時刻以降であれば、午後 8 時を待たずに開票を開始することができる。
- 2 この運用は、県執行選挙のうち、知事選挙、県議会議員選挙に適用することとし、国政選挙については当面の間、現行どおりとする。
- 3 上記に伴う開票速報時刻については、選挙ごとに定める。

令和 6 (2024) 年 7 月 17 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

開票開始時刻について

【方針案】

開票開始時刻について、全市町一律ではなく、選挙区単位で判断する



県執行選挙のうち知事、県議に適用

結果：市町異論なし

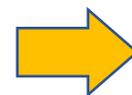
(例) 投票所閉鎖時刻が A投票所:18時 B投票所:19時 の場合

【現行】

【改正案】

○開票開始時刻

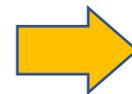
一律20時以降
開票開始



19時以降開票開始
(選挙区単位で判断)

○開票中間速報時刻

第一報:22時03分



第一報:21時03分 ※

※複数選挙区である県議選については次回県議選までに検討

＜県内投票所繰上率の推移＞

| | | R1参 | R2知事 | R3衆 | R4参 | R5県議 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 全投票所数 | | 830 | 830 | 828 | 823 | 802 |
| 閉鎖時刻 | 18時より前 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 18時 | 84 | 165 | 172 | 236 | 223 |
| | 19時 | 86 | 192 | 316 | 513 | 578 |
| | 20時 | 660 | 472 | 339 | 73 | 0 |
| 繰上率 | | 20.48% | 43.13% | 59.06% | 91.13% | 100.00% |

栃木県選挙管理委員会規程の一部改正について

令和 6 (2024) 年 7 月

1 改正の趣旨

選挙管理委員会の会議について、オンラインによる方法による参加を出席とする等のため、栃木県選挙管理委員会規程（昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号）の改正をするものである。

2 改正の概要

- ① 委員の会議へのオンラインによる方法による参加を出席とすること
- ② 会議は原則として公開とすること
- ③ その他所要の改正を行うこと

3 施行期日

告示の日

4 その他

栃木県選挙管理委員会規程の一部改正に伴い、「栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程」及び「栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領」を制定するものとする。

栃木県選挙管理委員会告示第 号

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年 月 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

栃木県選挙管理委員会規程（昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第2章 会議</p> <p>第4条 委員会は、定例会及び臨時会とする。 定例会は、毎月1回開催する。<u>また、その日に会議に付議すべき事項がないときは、定例会を開催しないことができる。</u> 臨時会は、委員長が必要と認めたとき又は委員から請求があったときに開催する。 委員会の招集は、委員に対する告知によりこれを行う。 前項の告知には、委員会招集の日時、場所及び議題を附記しなければならない。</p> <p>第4条の2 <u>会議は公開とする。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。</u></p> <p>第4条の3 <u>傍聴の手続きその他会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</u></p> <p>第4条の4 <u>委員長は、委員がやむを得ない事由により会議の場所に参集することが困難な場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によって、委員会に参加させることができる。</u> <u>委員が前項の規定により参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u> <u>第1項の規定によりオンラインによる方法によって参加する委員は、地方自治法及びこの規程の適用については、委員会に出席しているものとする。</u> <u>第1項の規定によりオンラインによる方法によって参加する委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</u></p> <p>第5条 委員改選後に初めて委員会を招集する場合においては、地方自治法第188条の規定による委員長の職務は、書記長がこれを行うものとする</p> | <p>第2章 会議</p> <p>第4条 委員会は、定例会及び臨時会とする。 定例会は、毎月1回開催する。 臨時会は、委員長が必要と認めたとき又は委員から請求があったときに開催する。 委員会の招集は、委員に対する告知によりこれを行う。 前項の告知には、委員会招集の日時、場所及び議題を附記しなければならない。</p> <p>第5条 委員改選後に初めて委員会を招集する場合においては、地方自治法第188条の規定による委員長の職務は、書記長がこれを行うものとする</p> |

第6条 委員会に出席することのできない事情がある委員は、開会時刻前に委員長にその旨を届け出なければならない。

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、知事又は関係のある職員の出席を求め、その説明を聞くものとする。

第8条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

第9条 地方自治法及び本章に規定するものの外、委員会の開閉、議案の審査、議決等委員会の議事に関しては、県の議会会議一般の例による。

第6条 委員会に出席することのできない事情がある委員は、開会時刻前に委員長にその旨を届け出なければならない。

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、知事又は関係のある職員の出席を求め、その説明を聞くものとする。

第8条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

第9条 地方自治法及び本章に規定するものの外、委員会の開閉、議案の審査、議決等委員会の議事に関しては、県の議会会議一般の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程の制定について

令和6(2024)年7月

1 制定の趣旨

選挙管理委員会の会議を公開することに併せて、傍聴の手続き等を明らかにするため、栃木県選挙管理委員会規程の改正と同時に新たに定めるものである。

2 概要

傍聴の手続き、定員、傍聴人の遵守事項その他必要事項について定める。

3 施行期日

告示の日

栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木県選挙管理委員会規程(昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号)第4条の3に規定する委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所を受付簿に記入して、入場しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴をすることができる者(以下「傍聴人」という。)の定員は、5人とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、傍聴人の数を変更することができる。

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者で、委員長が必要と認めるものには、次条第1項各号に掲げる場合を除き傍聴を許可することができる。

(傍聴の許可等)

第4条 委員長は、次のいずれかに該当する場合を除き、委員会の傍聴を許可するものとする。

- (1) 栃木県情報公開条例第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合
 - (2) 委員会があらかじめ会議を非公開とする決定をした場合
 - (3) 傍聴を許可することにより、委員会の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 傍聴人は、委員会が会議を非公開とする決定をしたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議の傍聴をすることができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第6条の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。)
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 議事の妨害となるような携帯電話等の通信機器類は使用しないこと。
- (5) 飲食し、又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為はしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議の場所において、写真、映画等を撮影し、又は録画、録音、通信等を行ってはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附則

この要綱は、告示の日から適用する

栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領の制定について

令和6(2024)年7月

1 制定の趣旨

選挙管理委員会の会議について、オンラインによる方法によって会議を実施するため、栃木県選挙管理委員会規程の改正に伴いオンライン開催に関する運営要領について新たに定めるものである。

2 概要

オンライン出席委員の手続き、オンライン出席委員の責務、通信障害時の取扱いその他必要事項について定める。

3 施行期日

告示の日

栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県選挙管理委員会規程（昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号）第4条の4の規定に基づき、オンラインにより委員会に参加（以下「オンライン出席」という。）する委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席の手続き)

第2条 オンライン出席をしようとする委員は、開会時刻前に委員長にその旨を届け出なければならない。

(オンライン出席委員の責務)

第3条 オンライン出席をする委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に会議を開催している場にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により現に会議を開催している場を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
 - (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
 - (3) 委員会に関係ない映像や音声が入り込まないようにすること。
- 2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻までに、選挙管理委員会職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。
- 3 オンライン出席に必要な環境整備は、各自行うものとする。

(通信障害時の取扱い)

第4条 委員長は、オンライン出席委員の映像、音声のいずれかに通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員が離席したものとみなす。

- 2 委員長は、オンライン出席委員の発言途中に通信障害が発生したものと認めるときは、通信が回復した後、当該委員の発言を再度許可するなど状況を踏まえ柔軟に対応するものとする。

(採決方法等)

第5条 委員長は採決を採ろうとするときは、オンライン出席委員及び現に会議を開催している場に出席している委員に同時に行うものとする。

- 2 委員長が採決の宣告をしたときにオンライン出席委員の映像、音声いずれかに通信障害が発生している場合、当該委員は採決に加わることができない。

附則

この要綱は、告示の日から適用する

総行資第 190 号
令和 6 年 6 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長 } 殿

総務事務次官

政治資金規正法の一部を改正する法律の公布について（通知）

第 213 回国会において成立した政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号。以下「改正法」という。）は、令和 6 年 6 月 26 日に公布され、下記第 11 に掲げる日から施行又は適用することとされました。

今回の政治資金規正法の一部改正は、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載及び虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、政治資金パーティーの対価の支払方法の制限、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入、国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体の政治資金の透明性の確保のための措置の導入、個人寄附者等の個人情報の保護等の措置を講ずるとともに、政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）においても所要の規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、今回の改正内容の関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、格別の御配慮をお願いします。

なお、今回の改正法の施行に伴い、政治資金規正法施行令（昭和 50 年政令第 277 号）及び政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）並びに政党助成法施行令（平成 6 年政令第 371 号）及び政党助成法施行規則（平成 6 年自治省令第 45 号）についても、今後所要の改正を行うこととしており、これらに係る留意事項については、別途通知する予定です。

記

第1 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等に関する事項

1 代表者の監督責任（監督内容の具体化）

(1) 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならないこととされたこと（改正法による改正後の政治資金規正法（以下「新規正法」という。）第19条の12の2関係）。

(2) 会計帳簿等に関する随時又は定期的確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期的に、次の事項を確認しなければならないこととされたこと（新規正法第19条の12の3関係）。

① 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

② 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(3) 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならないこととされたこと（新規正法第19条の14の2第1項関係）。

(4) 代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、(2)による確認の結果及び(3)による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならないこととされたこと（新規正法第19条の14の2第2項関係）。

(5) 確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、(4)により交付された確認書を収支報告書に添付しなければならないこととされ、この交付された確認書の添付をしなかった者は、50万円の罰金に処することとされたこと（新規正法第19条の14の2第4項及び第25条第5項関係）。

2 監督義務違反に対する罰則の強化

(1) 収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合において、1の(4)に違反して確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者（(2)の行為により確認をすることができなかった者を除く。）は、50万円以下の罰金に処することとされたこと（新規正法第25条第3項関係）。

(2) 1の(3)による説明をせず若しくは虚偽の説明をした者又は1の(3)による説明の義務がある者で代表者による確認を妨げたものは、100万円以下の罰金に処することとされたこと（新規正法第25条第4項関係）。

- 3 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例
国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第 199 条の 2 から第 199 条の 5 まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととされたこと（新規正法第 19 条の 16 の 2 関係）。

第 2 政治資金監査の強化に関する事項

1 預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされたこと（新規正法第 19 条の 8 の 2 関係）。

2 国会議員関係政治団体の範囲の拡充

- (1) 政策研究団体（第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる団体）を「国会議員関係政治団体」とすることとされたこと（新規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号関係）。
- (2) 政策研究団体は、当該団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこととされたこと（新規正法第 6 条第 1 項関係）。

3 翌年への繰越しの金額の確認等

- (1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の 12 月 31 日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこととされたこと（新規正法第 19 条の 11 の 2 第 1 項関係）。
- (2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、(1)による確認により翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書」という。）を作成しなければならないこととされたこと（新規正法第 19 条の 11 の 2 第 2 項関係）。

4 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充

登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加することとされたこと（新規正法第 19 条の 13 第 2 項第 5 号関係）。

第3 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進に関する事項

1 収支報告書等のオンライン提出の義務化

国会議員関係政治団体に係る収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書について、オンラインによる提出を義務付けることとされたこと（新規正法第19条の15関係）。

2 収支報告書等のインターネット利用による公表

(1) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこととされたこと（新規正法第20条第1項及び第2項関係）。

(2) (1)に伴い、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定を削るものとされたこと（改正法による改正前の政治資金規正法（以下「旧規正法」という。）第20条第1項及び第2項関係）。

第4 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げに関する事項

収支報告書における政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名等の公開基準額を、現行の「20万円超」から「5万円超」に引き下げることとされたこと（新規正法第12条第1項第1号ト及びチ関係）。

第5 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限に関する事項

(1) 何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることができないこととされたこと。

(2) 政治資金パーティーを開催する者は、口座振込み以外の方法によってされる政治資金パーティーの対価の支払を受けることができないこととされたこと。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払等については、口座への振込み以外の方法によってすることができることとされ、この場合において、口座への振込み以外の方法によって当該対価の支払を受けた者は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れるものとされたこと（新規正法第22条の8の2関係）。

第6 いわゆる政策活動費の使途公開に関する事項

(1) 政党に所属している国会議員に係る公職の候補者は、当該政党からの支出（経常経費の支出を除く。）で金銭によるものを受けたときは、当該政党からの支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出について、当該支出に係る項目別の金額及び年月を当該政党の会計責任者に通知しなければならないこととされたこと（新規正法第13条の2第1項関係）。

(2) (1)による通知を受けた政党の会計責任者は、収支報告書の記載をするときは、当該通知に係る(1)の政党からの支出について、(1)により通知された事項を併せて記載しなければならないこととされたこと（新規正法第13条の2第2項関係）。

第7 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止に関する事項

政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、これを禁止することとされたこと（旧規正法第21条の2第2項関係）。

第8 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保に関する事項

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）を適用することとされたこと（新規正法第19条の16の3第1項関係）。

① 同一の国会議員関係政治団体（②の国会議員関係政治団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあつては、その金額の合計額）

② 同一の第2の2の(1)の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

(2) 国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければならないこととされたこと（新規正法第19条の16の3第2項関係）。

(3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、各年中において(1)の寄附の金額が1,000万円以上となったときは、当該金額が1,000万円に達することとなった寄附に係る(2)の通知を受けた日から7日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこととされ、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、届出事項を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととされたこと（新規正法第7条第2項及び第7条の2第2項関係）。

第9 個人寄附者等の個人情報保護に関する事項

収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者であつて、個人であるもの）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って行うものとされたこと（新規正法第20条第3項関係）。

第10 政党助成法における規定の整備に関する事項

政治資金規正法における収支報告書等のインターネット利用による公表及び写しの交付の規定に合わせ、以下のとおり規定の整備を行うこととされたこと。

1 使途等報告書等のインターネット利用による公表

(1) 総務大臣は、使途等報告書・監査意見書・監査報告書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこととされたこと（改正法による改正後の政党助成法（以下「新助成法」という。）第31条第1項関係）。

- (2) (1)に伴い、官報による使途等報告書の要旨の公表に係る規定を削るものとされたこと（改正法による改正前の政党助成法第31条第1項及び第2項関係）。

2 使途等報告書等の写しの交付

- (1) 何人も、使途等報告書等が公表された日から5年間、使途等報告書等の写しの交付を請求することができることとされたこと（新助成法第32条第4項関係）。
- (2) (1)により総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととされたこと（新助成法第32条第6項関係）。なお、都道府県の選挙管理委員会に対する写しの交付の請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条の規定により、各都道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができること。

第11 施行期日等に関する事項

1 施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行することとされたこと。ただし、(1)から(3)までに掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行することとされたこと（改正法附則第1条関係）。

- (1) 第2の2の規定 令和7年10月1日
- (2) 第3の1の規定、第4の規定及び第9の規定 令和9年1月1日
- (3) 3から5まで及び6の(1)から(3)までの規定 公布の日

2 経過措置

- (1) 令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間（以下「届出期間」という。）における第2の2の国会議員関係政治団体に係る設立届及び異動届については令和7年12月31日までに提出しなければならないこととされ、届出期間における第2の2の国会議員関係政治団体については、届出に関する規定を除き、国会議員関係政治団体に関する規定は適用しないこととされたこと（改正法附則第2条第1項及び第2項関係）。
- (2) 第1の1(3)から(5)までの規定、第2の3及び4の規定並びに第6の規定は、施行日の属する年以後の年に係る定期公表分の収支報告書及び施行日から起算して1年が経過した日以後に提出すべき事由が生じた場合における解散分の収支報告書（以下「新法適用報告書」という。）の記載、提出及び保存について適用することとされたこと（改正法附則第3条第1項関係）。
- (3) 第4の規定は、令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものについて適用することとされたこと（改正法附則第3条第2項関係）。
- (4) 第1の3の規定は、新法適用報告書が公表されている間に、当該報告書に記載すべきであった収入の金額と当該報告書に記載されている収入の金額との差額又は当該報告書に記載すべきでない支出の金額に相当する金額の範囲内の金銭を国庫

に納付する場合におけるその納付による国庫への寄附について適用することとされたこと（改正法附則第4条関係）。

- (5) 第3の2（確認書に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に行われる収支報告書の公表について適用することとされたこと（改正法附則第5条第1項関係）。
- (6) 第9の収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分の公表に関する規定は、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面で、当該部分を除いた記載内容が当該報告書の記載内容と同一であるものが併せて提出されたときは、当該書面を公表することとされたこと（改正法附則第5条第3項及び第4項関係）。
- (7) 第7で禁止される政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、その施行の日から起算して1年間は、なお従前の例によることとされたこと（改正法附則第6条関係）。
- (8) 第5の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で施行日以後にされるものについて適用することとされたこと（改正法附則第7条関係）。
- (9) 第10の1の規定は、施行日以後に行われる使途等報告書等の公表について適用することとされたこと（改正法附則第10条関係）。

3 政党交付金の交付停止等の制度の創設

政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に関し起訴された場合に、交付すべき政党交付金のうち起訴された国会議員に係る議員数割の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該国会議員が刑に処せられたときはその交付をしないこととする制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第13条関係）。

4 政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容

政策活動費の支出について、各年中における上限金額を定めるとともに、収支報告書が公表された日から10年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等の公開（そのための保存及び提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとされたこと（改正法附則第14条関係）。

5 政治資金に関する独立性が確保された機関の設置

政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこ

と（改正法附則第 15 条関係）。

6 検討

- (1) 外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制

外国人、外国法人等がする政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第 16 条第 1 項関係）。

- (2) 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除（(3)において「寄附金控除の特例等」という。）の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第 16 条第 2 項関係）。

- (3) 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外

公職の候補者が選挙区の区域を単位として設けられる政党支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第 16 条第 3 項関係）。

- (4) 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

(1)から(3)までのほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後 3 年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとされたこと（改正法附則第 16 条第 4 項関係）。

◎政治資金規正法の一部を改正する法律 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（政治団体の届出等）</p> <p>第六条 政治団体は、その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日）から七日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である</p> | <p>（政治団体の届出等）</p> <p>第六条 政治団体は、その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日）から七日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である</p> |

公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第三号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

一～三 (略)

2～5 (略)

第七条 (略)

公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

一～三 (略)

2～5 (略)

第七条 政治団体は、第六条第一項（同条第五項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。次条及び第七条の三において同じ。）の規定により届け出た事項に異動があつたときは、第六条第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつたときにあつては、第十九条の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日）から七日以内に、その異動に係る事項を第六条第一項の規定の例により届け出なければならない。

2| 第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体（同条第一項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされるものを含む。以下この項及び次条第二項において単に「国会議員関係政治団体」という。）以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）は、各年中において第十九条の十六の三第一項に規定する寄附の金額が千万円以上となつたときは、当該金額が千万円に達することとなつた寄附（以下この項及び次条第二項において「特定関係寄附」という。）に係る第十九条の十六の三第二項の規定による通知を受けた日から七日以内に、その旨、特定関係寄附が同条第一項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種類並びに特定関係寄附が同項第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を、第六条第一項の規定の例により届け出なければならない。

3| 第六条第三項の規定は、政治団体が第一項前段の規定による届

らない。同条第二項（同条第五項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により政治団体が提出した綱領等の内容に異動があつたときも、同様とする。

（新設）

2| 第六条第三項の規定は、政治団体が前項前段の規定による届出

出をする場合について準用する。

(政治団体の名称等の公表)

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏名、当該政治団体の主たる事務所の所在地、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類並びに当該政治団体が同項第三号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これらの事項につき前条第一項前段の規定による届出があつたときも、同様とする。

2] 前条第二項の規定による届出があつたときは、当該届出を受け

をする場合について準用する。

(政治団体の名称等の公表)

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏名、当該政治団体の主たる事務所の所在地、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類並びに当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これらの事項につき前条第一項前段の規定による届出があつたときも、同様とする。

(新設)

た都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、第十九条の十六の三第一項の規定により国会議員関係政治団体であるものとみなされることとなつた旨、特定関係寄附が同項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種類並びに特定関係寄附が同項第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3| 都道府県の選挙管理委員会は、前二項の規定による公表を都道府県の公報への掲載により行つたときは、直ちに当該公報の写しを総務大臣に送付しなければならない。

4| (略)

(会計帳簿の備付け及び記載)

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これ

2| 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定による公表を都道府県の公報への掲載により行つたときは、直ちに当該公報の写しを総務大臣に送付しなければならない。

3| (略)

(会計帳簿の備付け及び記載)

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これ

に当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 全ての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 寄附 (第二十二條の六第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二條第一項第一号ロにおいて同じ。) については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業 (寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次條第一項及び第二項並びに第十二條第一項第一号ロにおいて同じ。)、当該寄附の金額 (金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同條までにおいて同じ。) 及び年月日、当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨並びに当該寄附が第十九條の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨

ハ (略)

二 全ての支出 (当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この條、第十二條、第十九條の十一、第十九條の十二の三、第十九條の十三、第十九條の十六及び第十九條の十六の二において同じ。) 並びに支出を受けた者の氏名及び住所 (支出を受けた者が団体である場合

に当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 寄附 (第二十二條の六第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二條第一項第一号ロにおいて同じ。) については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業 (寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次條第一項及び第二項並びに第十二條第一項第一号ロにおいて同じ。)、当該寄附の金額 (金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同條までにおいて同じ。) 及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ (略)

二 すべての支出 (当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この條、第十二條、第十七條、第十九條の十一、第十九條の十三及び第十九條の十六において同じ。) 並びに支出を受けた者の氏名及び住所 (支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所

には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 (略)

(報告書の提出)

第十二条 (略)

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ (略)

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を

の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 (略)

(報告書の提出)

第十二条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、四月以内)に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ (略)

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を

超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日、当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨並びに当該寄附が第十九條の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨

ハヌ (略)

二 全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

二の二 翌年への繰越しの金額

三 十二月三十一日において有する資産等（次に掲げる資産及び借入金をいう。以下この号において同じ。）について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項

イヌヲ (略)

2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第二号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写し

超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハヌ (略)

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

(新設)

三 十二月三十一日において有する資産等（次に掲げる資産及び借入金をいう。以下この号及び第十七條第一項において同じ。）について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項

イヌヲ (略)

2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第二号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写し

たものに限る。以下同じ。) (領収書等を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面 (第十九条の十一において「領収書等を徴し難かつた支出の明細書」という。) 又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し (当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。)。以下同じ。) を併せて提出しなければならない。

3・4 (略)

(政党から支出を受けた公職の候補者のする支出に係る通知及び記載)

第十三条の二 政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、当該政党からの支出 (第十二条第一項第二号の person 費、光熱水費その他の総務省令で定める経費の支出を除く。以下この条において同じ。) で金銭によるものを受けたときは、当該政党からの支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出について、当該支出に係る同号の総務省令で定める項目別の金額及び年月を当該政党の会計責任者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた政党の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該通知に係る前項に規定する政党からの支出について、同項の規定により通知

たものに限る。以下同じ。) (領収書等を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面 (第十九条の十一第一項において「領収書等を徴し難かつた支出の明細書」という。) 又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し (当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。)。以下同じ。) を併せて提出しなければならない。

3・4 (略)

(新設)

された事項を併せて記載しなければならない。

3 第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するものをした当該政党の会計責任者に係る第十一条の規定の適用については、同条第一項中「すべての支出」とあるのは「すべての支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」と、同条第二項中「五万円以上の支出」とあるのは「五万円以上の支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」とする。

4 前項に規定する政党の会計責任者による第十二条第一項及び第一項の報告書及び領収書等の写しの提出に係る同条第一項の規定の適用については、同項第二号中「合計金額」とあるのは「合計金額。以下この号において同じ。」と、「五万円以上のもの」とあるのは「五万円以上のもの及び一件当たりの金額が五万円未満のもののうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」とする。

(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 政治団体の会計責任者は、第二十二條の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(解散の届出等)

第十七条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨及び年月日を、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、その日現在で、第十二条第一項の規定の例により報告書を提出しなければならない。

2・3 (略)

(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 政治団体の会計責任者は、第二十二條の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(解散の届出等)

第十七条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨及び年月日を、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第十二条第一項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2・3 (略)

4 第十二条第二項から第四項まで、第十三条から第十四条までの規定は第一項の報告書について、第七条の二第三項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。

(政治団体の支部)

第十八条 政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第四項、第十三条の二（前条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条（前条第四項において準用する場合を含む。）及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号ヌ中「リの収入」とあるのは「リの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 ～ 5 (略)

4 第十二条第二項から第四項まで、第十三条及び第十四条の規定は第一項の報告書について、第七条の二第二項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。

(政治団体の支部)

第十八条 政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条（前条第四項において準用する場合を含む。）及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号ヌ中「リの収入」とあるのは「リの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 ～ 5 (略)

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条第二項、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十三条の二、第十四条、第十六条第二項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日)」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十六条第二項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日)」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治

資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月

資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月

以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「全ての収入」とあるのは「全ての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「全ての支出」とあるのは「全ての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する

以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「すべての収入」とあるのは「すべての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「すべての支出」とあるのは「すべての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限

年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (略)

(資金管理団体に対する寄附に係る通知)

第十九条の三 (略)

2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(国会議員関係政治団体)

第十九条の七 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）をいう。

一・二 (略)

の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (略)

(資金管理団体に対する寄附に係る通知)

第十九条の三 (略)

2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(国会議員関係政治団体)

第十九条の七 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）をいう。

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条

三 第五条第一項第一号に掲げる団体

2 (略)

(国会議員関係政治団体に係る通知)

第十九条の八 (略)

2・3 (略)

(国会議員関係政治団体の金銭の保管)

第十九条の八の二 国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、第八条の三第二号又は第三号に掲げる方法による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預金又は貯金の方法により保管するものとする。

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により第十二条第一項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を報告書に記載すべき年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の

の十八第一項第四号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

(新設)

2 (略)

(国会議員関係政治団体に係る通知)

第十九条の八 (略)

2・3 (略)

(新設)

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五までにおいて同じ。）の会計責任者が政治団体の会

十五まで及び第十九条の十六の二において同じ。)の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」と、「五万円以上の」とあるのは「一万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

(国会議員関係政治団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成)

第十九条の十一 (略)

(削る)

(翌年への繰越しの金額の確認等)

第十九条の十一の二 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十

計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」と、「五万円以上の」とあるのは「一万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

(国会議員関係政治団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成)

第十九条の十一 (略)

2| 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」とする。

(新設)

九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、総務省令で定めるところにより、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、第十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を報告書に記載すべき年の十二月三十一日又は当該国会議員関係政治団体が解散し若しくは政治団体でなくなった日における当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が二以上の口座を有する場合には、その合計額。次項において同じ。）と一致しているかどうかを確認しなければならない。

2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による確認により同項の翌年への繰越しの金額が同項の残高の額と一致しないことが判明したときは、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、総務省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書」という。）を作成しなければならない。

（国会議員関係政治団体に係る会計帳簿等の保存）

第十九条の十一の三 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」

（新設）

とあるのは、「振込明細書、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、第十九条の十一の二第一項に規定する残高確認書及び同条第二項に規定する差額説明書」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項、前条において読み替えて適用する第十六条第一項及び第十九条の八の二の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体の代表者による収支報告書に関する監督)

第十九条の十二の二 国会議員関係政治団体の代表者は、第十二条第一項の報告書の記載に係る会計責任者の職務がこの法律の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならない。

(国会議員関係政治団体の代表者による随時又は定期の確認)

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十六条第一項の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(新設)

第十九条の十二の三 国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- 二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十九条の十三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人（以下この条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。）の政治資金監査を受けなければならない。

2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項に

(新設)

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十九条の十三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人（以下この条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。）の政治資金監査を受けなければならない。

2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項に

ついて行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

二～四 (略)

五 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。

3～6 (略)

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十四 (略)

(国会議員関係政治団体の代表者による報告書提出時の確認等)

第十九条の十四の二 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、当

ついて行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

二～四 (略)

(新設)

3～6 (略)

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、前条第三項の規定により登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

(新設)

該報告書がこの法律の規定に従って作成されていることについて、当該報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。

2| 国会議員関係政治団体の代表者は、第十九条の十二の三の規定による確認の結果及び前項の規定による説明の内容並びに第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者がこの法律の規定に従って第十二条第一項の報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならない。

3| 前項の確認書の様式は、総務省令で定める。

4| 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、第二項の規定により交付された確認書を当該報告書に添付しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出)

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書の提出並びに前条第四項の規定による確認書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出)

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に

(平成十四年法律第百五十一号) 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

23 22 (略)

(国庫に対する納付に係る公職選挙法の特例)

第十九条の十六の二 第十二条第一項の規定により提出された国会議員関係政治団体の報告書(第二十条第一項の規定により公表された日におけるものに限る。以下この条において同じ。)に記載す

より同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

23 22 (略)

(新設)

べき収入（金銭によるものに限る。以下この条において同じ。）の金額の全部若しくは一部の記載がなかつた場合又は当該報告書に記載すべきでない支出（金銭によるものに限る。以下この条において同じ。）の金額の記載があつた場合において、当該国会議員関係政治団体が、第二十条第三項の規定により当該報告書が公表されている間に、当該報告書に記載すべきであつた収入の金額と当該収入に係る当該報告書に記載された収入の金額との差額（当該報告書に記載すべき収入の金額の全部の記載がなかつた場合にあつては、当該金額）又は当該報告書に記載すべきでない支出の金額に相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二から第百九十九条の五までの規定は、適用しない。

（国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体に関する特例等）

第十九条の十六の三 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。以下この条において同じ。）のうち、各年中において次の各号のいずれかに該当する寄附の金額が千万円以上となつた政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、第十九条の八の二から前条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この

（新設）

場合において、第十九の十二中「第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体」とあるのは「国会議員関係政治団体」と、「第六条第一項又は第七条第一項」とあるのは「第七条第二項」とする。

一 同一の国会議員関係政治団体（第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体を除く。以下この号において同じ。）から受けた寄附（金銭によるものに限る。次号において同じ。）の金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額。以下この号及び次号において同じ。）（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者（同項第一号に係る国会議員関係政治団体の代表者である公職の候補者又は同項第二号に係る国会議員関係政治団体が第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により届け出た同号の公職の候補者をいう。次項において同じ。）が同一の者である二以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあつては、その金額の合計額）

二 同一の第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

2| 国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、前

項第一号の寄附にあつては同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種類、同項第二号の寄附にあつてはその寄附をする国会議員関係政治団体が第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨並びに前項各号のいずれかに該当する寄附の金額が千万円以上となつたときは第七条第二項の規定による届出をする必要がある旨を、併せて通知しなければならない。

3) 国会議員関係政治団体から寄附を受けた国会議員関係政治団体以外の政治団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。当該政治団体が国会議員関係政治団体となつた後においても、同様とする。

(政治団体の支部に係るこの節の規定の適用)

第十九条の十七 政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この節の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

(収支報告書の公表)

(政治団体の支部に係るこの節の規定の適用)

第十九条の十七 政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この節の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

(収支報告書の要旨の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書
を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、
当該報告書を、インターネットを利用する方法により公表しな
ければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による
報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特
別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月
三十日までに公表するものとする。

2| 前項の規定による公表においては、第十四条第一項（第十七条
第四項において準用する場合を含む。次条第一項及び第二項にお
いて同じ。）の規定による書面、第十九条の十四の規定による政治
資金監査報告書及び第十九条の十四の二第四項の規定による確認
書を、前項の報告書と併せて公表するものとする。

3| 前二項の規定による公表は、第一項の規定により報告書を公表
した日から同日以後三年を経過する日までの間、継続して行うも
のとする。

(削る)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書
を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、
総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければなら
ない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書に
ついては、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情
がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日ま
でに公表するものとする。

2| 前項の規定による公表は、総務大臣にあつては官報により、都
道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、これ
を行う。

3| 都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定により同項の報告
書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付し
なければならない。

4| 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定にか
かわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項
の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを
要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適
切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の
要旨の公表とみなす。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。第三十二条第三号において同じ。）及び第十四条第一項の規定による書面、第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書並びに第十九条の十四の二第四項の規定による確認書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書を公表した日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第十四条第一項の規定による書面、第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書又は第十九条の十四の二第四項の規定による確認書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 (略)

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定によ

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。第三十二条第三号において同じ。）及び第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による書面並びに第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 (略)

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定によ

る報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第二十条第一項の規定により当該報告書が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該報告書が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により報告書が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により報告書が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3 （略）

（公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止）

第二十一条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

る報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第二十条第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3 （略）

（公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止）

第二十一条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

(削る)

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、~~第二十一條の二、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。~~

~~(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)~~

第二十二條の八 (略)

~~第二十二條の八の二 何人も、口座への振込み(政治資金パーティーを開催する者の預金又は貯金の口座への振込みをいう。次項及び第三項において同じ。)によることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることができない。~~

2| ~~政治資金パーティーを開催する者は、口座への振込み以外の方法によつてされる政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない。~~

3| ~~前二項の規定にかかわらず、政治資金パーティーの開催日に当該政治資金パーティーの開催場所においてする当該政治資金パーティーの対価の支払その他口座への振込み以外の方法によつてす~~

2| ~~前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。~~

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、~~第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。~~

~~(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)~~

第二十二條の八 (略)

(新設)

ることがやむを得ないと認められる政治資金パーティーの対価の支払及びその收受については、口座への振込み以外の方法によつてすることができる。この場合において、口座への振込み以外の方法によつて当該対価の支払を受けた者は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を当該政治資金パーティーを開催する者の預金又は貯金の口座に預け入れるものとする。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜三 （略）

四 第十六条第一項（第十九条の十一の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書又は差額説明書を保存しない者

五 第十六条第一項（第十九条の十一の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書又は差額説明書に虚偽の記入をした者

六・七 （略）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜三 （略）

四 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした者

六・七 （略）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

二 第十二条、第十三条の二第二項、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 (略)

2 (略)

3 第一項(第二号又は第三号に係る部分に限る。)の場合(第十七条の規定に係る違反の場合を除く。)において、第十九条の十四の二第二項の規定に違反して同項の確認書を交付せず、又は同項の規定による確認をしないで同項の確認書を交付した者(次項第一号又は第二号の行為により同条第二項の規定による確認をすることができなかつた者を除く。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

二 第十二条、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

2 前項の場合(第十七条の規定に係る違反の場合を除く。)において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

4| 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一| 第十九条の十四の二第一項の規定による説明をせず、又は虚偽の説明をした者

二| 第十九条の十四の二第一項の規定による説明の義務がある者で同条第二項の規定による確認を妨げたもの

5| 第十九条の十四の二第四項の規定に違反して、同項に規定する確認書の添付をしなかつた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一| 第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二・三 (略)

第二十八条 (略)

(新設)

(新設)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一| 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二・三 (略)

第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、公

2、4 (略)

(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

第三十二条 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

三 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面(第十二条第二項の規定によるものに限る。)、政治資金監査報告書及び確認書の保存に要する費用

四 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四、第十九条の十四の二第四項又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等関係規定」という。))による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に

職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2、4 (略)

(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

第三十二条 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

三 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面(第十二条第二項の規定によるものに限る。))及び政治資金監査報告書の保存に要する費用

四 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等関係規定」という。))による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規

関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、届出等関係規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十二条の三 第十六条(第十九条の十一の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第十九条の三第二項の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、
第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第

定する電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、届出等関係規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十二条の三 第十六条(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第十九条の三第二項の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、
第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の

十九条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項並びに第十七条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 （略）

2 （略）

十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項並びに第十七条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 （略）

2 （略）

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(報告書の提出)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、</p> | <p>(報告書の提出)</p> <p>第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏</p> |

住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年における対価の支払のあつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

リ・ヌ （略）

二〽三 （略）

二〽四 （略）

（電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出）

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書の提出並びに前条第四項の規定による確認書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項

名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払のあつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

リ・ヌ （略）

二〽三 （略）

二〽四 （略）

（電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出）

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書の提出並びに前条第四項の規定による確認書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項

に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

(国庫に対する納付に係る公職選挙法の特例)

第十九条の十六の二 第十二条第一項の規定により提出された国会議員関係政治団体の報告書(第二十条第一項の規定により公表された日におけるものに限る。以下この条において同じ。)に記載すべき収入(金銭によるものに限る。以下この条において同じ。)の金額の全部若しくは一部の記載がなかつた場合又は当該報告書に記載すべきでない支出(金銭によるものに限る。以下この条において同じ。)の金額の記載があつた場合において、当該国会議員関係政治団体が、第二十条第四項の規定により当該報告書が公表されている間に、当該報告書に記載すべきであつた収入の金額と当該収入に係る当該報告書に記載された収入の金額との差額(当該報告書に記載すべき収入の金額の全部の記載がなかつた場合にあつては、当該金額)又は当該報告書に記載すべきでない支出の金額に相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二から第百九十九条の五までの規定は、適用しない。

(収支報告書の公表)

に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする。

(国庫に対する納付に係る公職選挙法の特例)

第十九条の十六の二 第十二条第一項の規定により提出された国会議員関係政治団体の報告書(第二十条第一項の規定により公表された日におけるものに限る。以下この条において同じ。)に記載すべき収入(金銭によるものに限る。以下この条において同じ。)の金額の全部若しくは一部の記載がなかつた場合又は当該報告書に記載すべきでない支出(金銭によるものに限る。以下この条において同じ。)の金額の記載があつた場合において、当該国会議員関係政治団体が、第二十条第三項の規定により当該報告書が公表されている間に、当該報告書に記載すべきであつた収入の金額と当該収入に係る当該報告書に記載された収入の金額との差額(当該報告書に記載すべき収入の金額の全部の記載がなかつた場合にあつては、当該金額)又は当該報告書に記載すべきでない支出の金額に相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二から第百九十九条の五までの規定は、適用しない。

(収支報告書の公表)

第二十条 (略)

2 (略)

3| 第一項の場合において、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された個人寄附者等（寄附若しくは寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価の支払のあつせんをした者であつて、個人であるものをいう。）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）に限つて行うものとする。

4| 第一項及び第二項の規定による公表は、第一項の規定により報告書を公表した日から同日以後三年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）

第二十条 (略)

2 (略)

(新設)

3| 前二項の規定による公表は、第一項の規定により報告書を公表した日から同日以後三年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつ

又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれの政治団体とみなす。

ては、その区又は総合区の区域) 又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれの政治団体とみなす。

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------------------------------|--|------------------------------------|--|
| 別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） | | 別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） | |
| 法律 | 事務 | 法律 | 事務 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 政治資金規正法 （昭和二十三年 法律第九十四 号） | <p>一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、<u>第二十条</u>、<u>第二十条の二</u>、<u>第二十二条の六第五項</u>（第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> | 政治資金規正法 （昭和二十三年 法律第九十四 号） | <p>一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、<u>第七条の二第一項及び第二項</u>（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、<u>第七条の三第一項</u>、第十二条第一項、<u>第十七条第一項及び第三項</u>、<u>第十八条第五項</u>、<u>第十九条第二項及び第三項</u>、<u>第十九条の二</u>、<u>第十九条の十六</u>、<u>第二十条第一項及び第三項</u>、<u>第二十条の二</u>、<u>第二十二条の六第五項</u>（第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> |

| | |
|-----|---|
| (略) | (略) |
| | <p>ロ 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項並びに第十七条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p> |

| | |
|-----|---|
| (略) | (略) |
| | <p>ロ 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項並びに第十七条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（政党の会計帳簿の記載等）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政党の会計責任者は、第一項の会計帳簿、第二項の領収書等及び前項の残高証明等を、<u>第三十一条第一項</u>の規定によりこれらに係る報告書が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>5（略）</p> | <p>（政党の会計帳簿の記載等）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政党の会計責任者は、第一項の会計帳簿、第二項の領収書等及び前項の残高証明等を、<u>第三十一条</u>の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>5（略）</p> |
| <p>（政党の報告書の提出等）</p> <p>第十七条 第十五条第一項の政党の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十八条第一項において同じ。）は、十二月三十一日現在で、当該政党のその年における次に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、同日の翌日から起算して三月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（<u>第三十一条第一項</u>において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、総務大臣に提出しなければならない。</p> | <p>（政党の報告書の提出等）</p> <p>第十七条 第十五条第一項の政党の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十八条第一項において同じ。）は、十二月三十一日現在で、当該政党のその年における次に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、同日の翌日から起算して三月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（<u>第三十一条</u>において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、総務大臣に提出しなければならない。</p> |

一～五 (略)

2 (略)

(報告書等の公表)

第三十一条 総務大臣は、定期報告文書（第十七条第一項の報告書並びに同条第二項の支部報告書及び総括文書（第二十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）をいう。以下この条及び第三十二条の二第一項において同じ。）又は解散等報告文書（第二十八条第一項の報告書並びに同条第二項において準用する第十七条第二項又は第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書（前条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）をいう。以下この条及び第三十二条の二第一項において同じ。）を受理したときは、当該定期報告文書又は当該解散等報告文書を、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。この場合において、定期報告文書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該定期報告文書が提出された年の九月三十日までに公表するものとする。

2 前項の規定による公表においては、第十七条第二項第二号及び第十九条第一項（これらの規定を第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十九条第二項の監査意見書並びに第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）

一～五 (略)

2 (略)

(報告書等の要旨の公表)

第三十一条 総務大臣は、定期報告文書（第十七条第一項の報告書並びに同条第二項の支部報告書及び総括文書（第二十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）をいう。以下この条及び第三十二条の二第一項において同じ。）又は解散等報告文書（第二十八条第一項の報告書並びに同条第二項において準用する第十七条第二項又は第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書（前条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）をいう。第三十二条の二第一項において同じ。）を受理したときは、総務省令で定めるところにより、官報により、その要旨を公表しなければならない。この場合において、定期報告文書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該定期報告文書が提出された年の九月三十日までに公表するものとする。

(新設)

の監査報告書を、前項の定期報告文書又は解散等報告文書と併せて公表するものとする。

- 3 前二項の規定による公表は、第一項の規定により定期報告文書又は解散等報告文書を公表した日から同日以後五年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

(報告書等の保存及び閲覧等)

第三十二条 (略)

- 2 総務大臣は、第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書、第十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第二項の支部報告書、監査意見書及び総括文書（第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第一項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査意見書並びに第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書を、前条第一項の規定による公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 都道府県の選挙管理委員会は、第十八条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部報告書及び支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに第十九条第五項及び第二十九条第四

(新設)

(報告書等の保存及び閲覧)

第三十二条 (略)

- 2 総務大臣は、第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書、第十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第二項の支部報告書、監査意見書及び総括文書（第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第一項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査意見書並びに第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書を、前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 都道府県の選挙管理委員会は、第十八条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部報告書及び支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに第十九条第五項及び第二十九条第四

項において準用する第十九条第一項の監査意見書（第五項、次条第三項及び第三十八条において「都道府県提出文書」という。）を、総務大臣が前条第一項の規定による公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、第一項に規定する告示をした日又は第二項に規定する公表をした日から五年間、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、第一項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書の閲覧又は第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書の閲覧若しくは写しの交付を請求することができる。

5 何人も、第二項に規定する公表をした日から五年間、都道府県の選挙管理委員会に対し、当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該公表に係る都道府県提出文書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

6 第四項の規定により、総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（報告書等に係る情報の公開）

第三十二条の二 定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で第三十一条第一項の規定

項において準用する第十九条第一項の監査意見書（第五項、次条第三項及び第三十八条において「都道府県提出文書」という。）を、総務大臣が前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、第一項に規定する告示をした日又は第二項に規定する要旨の公表をした日から五年間、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、第一項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書又は第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書の閲覧を請求することができる。

5 何人も、第二項に規定する要旨の公表をした日から五年間、都道府県の選挙管理委員会に対し、当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該要旨の公表に係る都道府県提出文書の閲覧を請求することができる。

（新設）

（報告書等に係る情報の公開）

第三十二条の二 定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で第三十一条の規定により

により当該定期報告文書又は解散等報告文書が公表される前のも
のに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一
年法律第四十二号）第三条の規定による開示の請求があつた場合
においては、当該定期報告文書又は解散等報告文書が公表される
日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保
有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第
十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは
「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条第一項の規定に
より同項に規定する定期報告文書又は解散等報告文書が公表され
た日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条
中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政党助成
法第三十一条第一項の規定により同項に規定する定期報告文書又
は解散等報告文書が公表された日から同日後六十日を経過する日
までの間」とする。

3 （略）

当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のも
のに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一
年法律第四十二号）第三条の規定による開示の請求があつた場合
においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決
定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保
有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第
十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは
「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要
旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、
同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるの
は「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から
同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3 （略）

政治資金規正法の一部を改正する法律の公布について

| | 主な改正内容 | 県委員会業務への影響等 |
|-----|---|-------------------|
| 第1 | 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等 ・国会議員関係政治団体の代表者による確認書の作成・収支報告書への添付 | ・確認書の内容確認 |
| 第2 | 政治資金監査の強化 ・国会議員関係政治団体における政治資金の預貯金による保管の義務付け ・国会議員関係政治団体における収支報告書繰越残高と預貯金口座残高確認書の記載残高の確認を義務付け | |
| 第3 | 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進 ・国会議員関係政治団体の収支報告書、政治資金監査報告書、確認書のオンライン提出義務付け | ・現在 1/31 がオンライン提出 |
| 第4 | 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ ・収支報告書におけるパーティーの対価支払い者公開基準額の 20 万円超から 5 万円超への引下げ | |
| 第5 | 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限 ・政治資金パーティーの対価の支払い及び受取を口座振込に限定 | |
| 第6 | いわゆる政策活動費の使途公開 ・政党に所属している国会議員に係る公職の候補者が当該政党からの支出を政治活動に関連した支出した場合、当該支出の項目別金額及び年月を当該政党の会計責任者に通知、政党はその内容を収支報告書へ記載することを義務付け | |
| 第7 | 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止 ・政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附を禁止 | |
| 第8 | 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保 ・国会議員関係政治団体以外の政治団体のうち、各年中において国会議員関係政治団体からの寄附金額が 1,000 万円以上になった場合に国会議員関係政治団体であるものとみなし、国会議員関係政治団体の特例に係る規定を適用 ・国会議員関係政治団体以外の政治団体において各年中において国会議員関係政治団体からの寄附金額が 1,000 万円以上になった場合に当該寄附に係る候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を県選管への届出を義務化 | ・届出内容の公表 |
| 第9 | 個人寄附者等の個人情報の保護 ・収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者であって、個人であるもの）の住所に係る部分の公表は都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分に限定 | |
| 第10 | 政党助成法における規定の整備 ・政党本部・支部に係る使途等報告書等について、現在閲覧のみどころ、写しの交付請求が可能 ・都道府県選挙管理委員会は条例で定めるところにより、手数料の徴収が可能 | ・手数料条例の改正 |
| 第11 | 施行期日等 ・政治資金に関する独立性が確保された機関の設置や在り方 ・自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の在り方 等の検討 | |

東京都内の選挙における諸問題について

| 事案 | 関係法令 | 備考 |
|---|--|--|
| 候補者が他の候補者の演説を大音量で遮る | <ul style="list-style-type: none"> ・選挙に関し、次に掲げる行為をした者は4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。(公選法 225 条) ① 選挙人、公職の候補者等に対し暴行若しくは威力を加え、これをかどわかしたとき。 ② 交通若しくは集会の弁を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀損し、その他偽計詐術等不正の方法をもって選挙の自由を妨害したとき。 ③ 選挙人、公職の候補者等に対する特殊の利害関係を利用して威迫したとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の自由妨害罪に関する容疑で逮捕 |
| ポスター掲示場の区画が足りず、全ての候補者が、ポスター掲示場にポスターを貼ることができない | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村委員会はポスターの掲示場を設けなければならない。(公選法 144 の 2) ・市町村委員会は、県委員会の指示する数により掲示場のポスターを掲示するところを区画しなければならない。(栃木県選挙等執行規程 9 の 7) | <ul style="list-style-type: none"> ・掲示場の区画外となる候補者にクリアファイルを配布し対応 |
| ポスター掲示場の区画を事実上販売 | <ul style="list-style-type: none"> ・禁止する規程なし。 | |
| 選挙とは無関係なポスターの掲示 | <ul style="list-style-type: none"> ・他の候補者の選挙運動のために使用すること、刑法や破壊活動防止法に触れる、又は利害誘導罪等の規定に触れる場合を除き、記載内容に制限はない。 ・選管が選挙運動用ポスターに記載された候補者の政見その他の主張に係る文言については、その当否を審査し、その取消し又は修正を命じる権限を有しない。(昭和 51 年 9 月 30 日最高裁判決) | <ul style="list-style-type: none"> ・迷惑防止条例や風俗営業法に違反している疑いがあるポスターについては、撤去するよう警告を実施 |
| 長時間に及ぶ政見放送 | <ul style="list-style-type: none"> ・放送回数は、候補者 1 人についてテレビ放送及びラジオ放送を通じて 8 回 (政見放送及び経歴放送実施規程第 2 ⑤) ・候補者 1 人について 1 回につき 5 分 30 秒以内 (政見放送及び経歴放送実施規程 3) | |
| 選挙と無関係な内容の政見放送 | <ul style="list-style-type: none"> ・放送事業者は、その政見を録音又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。(公選法 150) ・候補者等は、いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない。(公選法 150 の 2) | |